

橋本市教育用端末更新およびネットワーク構築・維持管理等委託業務仕様書

I 総則

1 業務名称等

事業年度および番号 令和7年度 第26号

事業名称 橋本市教育用端末更新およびネットワーク構築・維持管理等
委託業務

2 業務目的

「橋本市教育用端末およびネットワーク構築・維持管理等委託業務」（以下「本業務」という）は、平成30年度第54号橋本市行政用端末及び教育用端末調達業務にて調達した教育用端末を更新するとともに、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインにある、ネットワーク分離を必要としないアクセス制御による対策を講じた、新たな教育ネットワークを構築することで、教育DXの推進を目的とする。

3 適用範囲

本仕様書は、橋本市（以下「発注者」という。）が実施する本業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託者（以下「受注者」という。）が履行しなければならない事項を定めたものである。

4 適用基準

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

5 対象区域

対象区域は、橋本市内にある橋本市立小学校、中学校、および教育委員会とする。

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
紀見小学校	648-0097	橋本市柿の木坂 25-1	0736-32-1522
柱本小学校	648-0092	橋本市紀見ヶ丘 2-20-1	0736-37-2811
境原小学校	648-0005	橋本市小峰台 1-25-1	0736-37-0808
橋本小学校	648-0073	橋本市市脇 5-3-8	0736-32-0059
学文路小学校	648-0043	橋本市学文路 900	0736-32-0079
清水小学校	648-0041	橋本市清水 2014	0736-32-0307

隅田小学校	648-0018	橋本市隅田町垂井 20	0736-32-0714
あやの台小学校	648-0019	橋本市あやの台 2-17	0736-37-4001
恋野小学校	648-0022	橋本市赤塚 129-1	0736-32-1355
西部小学校	648-0084	橋本市柏原 554-2	0736-33-0472
城山小学校	648-0054	橋本市城山台 2-10-2	0736-37-2055
三石小学校	648-0094	橋本市三石台 2-1-1	0736-37-3822
高野口小学校	649-7205	橋本市高野口町名倉 226	0736-42-2061
応其小学校	649-7203	橋本市高野口町名古屋 19-1	0736-42-2067
橋本中央中学校	648-0073	橋本市市脇五丁目 3 番 8 号	0736-32-0101
隅田中学校	648-0012	橋本市隅田町芋生 243-1	0736-32-0729
紀見東中学校	648-0054	橋本市城山台 1-39-2	0736-37-0500
紀見北中学校	648-0094	橋本市三石台 3-19-1	0736-37-5060
高野口中学校	649-7203	橋本市高野口町名古屋 1322-10	0736-42-5555
教育委員会	648-8585	和歌山県橋本市東家一丁目 1 番 1 号	0736-33-1111

6 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和 12 年 8 月 31 日までとする。

7 委託料（提案上限額）

278,665,000 円（消費税および地方消費税込み）以内とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。なお、上記上限額を超える提案は受け付けない。

また、本業務は履行期間が複数年に跨ることから、契約額を年度ごとの履行月数で按分し支払いを行うものとする。

なお、各年度の支払上限額は以下のとおりとする。

令和 7 年度 32,511 千円（税込）

令和 8 年度 55,733 千円（税込）

令和 9 年度 55,733 千円（税込）

令和 10 年度	55,733 千円 (税込)
令和 11 年度	55,733 千円 (税込)
令和 12 年度	23,222 千円 (税込)

なお、契約期間終了後は、導入した全ての機器、ソフトウェアを発注者へ無償譲渡すること。ただし、使用期間限定の機器・ソフトウェアはこの限りでない。

II 業務内容

1 教育用端末等の調達および設定業務

本業務で調達する機器の最低限の要求は別紙 1 の通りとする。

また、別紙 2 - 1 に記載しているソフトウェアは、現在、使用しているものになるため、これを基本とし、提案すること。

Microsoft 365 A3 for faculty を今回調達する端末 518 台分に導入すること

本業務で調達した全ての機器・サービスを適切に利用できるよう設定を行うこと。

本業務にかかる全てのサービス、ソフトウェア及び発注者が定めるソフトウェアについて、本業務で調達する全ての端末で利用できるようにすること。本業務外の有償ライセンスが必要なソフトウェアがある場合は、発注者からライセンス及びインストールメディアを提供する。

既存プリンターについては発注者の指示の下、本業務で調達する端末で利用できるよう設定を施すこと。

メールについては、本業務調達する教育用端末にて既存アドレスを引き続き利用できるように発注者と協議の上設定すること。

その他詳細な要件に関しては落札後速やかに発注者と協議し決定すること。

2 教育用ネットワークの構築

現在の全体構成のイメージは別図のとおり。現状、「校務系」「学習系」に分離されているが、本業務ではこれらを「教育系」として統合することを目標とする。

構築の基本要件として、以下を定める。

- (1) 許可された職員のみが、教育系ネットワーク上の各サービスを利用できるようにアカウント制御すること。
- (2) インターネットへの接続に際し、コンテンツフィルターを経由することで、不適切なサイト等の閲覧ができないようにすること
- (3) 本市が別途契約を締結する「校務支援システム」(株式会社サイバーリンクス社製“クラリネット”)にセキュアに接続できるようにすること。なお、本市と株式会社サイバーリンクスが保有するデータセンター間の回線は「校務支援システム」の契約に含

めるため、本業務の調達範囲から除くものとする。

- (4) 対象区域で定める各拠点からファイルサーバーにアクセスできること。なお、ストレージ容量はそれぞれ1TB以上とするとともに、現在、各校で使用しているNASに保存されているデータについては移行を行い、継続して利用できるようにすること。
- (5) ウイルス対策を講じること。
- (6) 資産管理システムを導入すること。なお、外部デバイスの利用を制限できる環境を提供すること。また、使用許可については、個別に設定できるものとする。併せて、遠隔で管理用端末から各端末を操作できること。加えて、現在、発注者が使っているシステムに登録されている外部デバイスについては、引き続き使えるよう登録すること。
- (7) 教育系端末の操作ログが取得でき、後日、内容の確認ができる環境を整えること。
- (8) 定期的実施される各種アップデートに対応し、各種サービスが最新状態で利用できること。
- (9) 校内ネットワークは、GIGAスクール構想にて整備済みである。本業務により、整備済みの機器等に設計変更の必要が生じた場合、設計費用は本業務に含めること。なお、各拠点にある機器の現地設定変更費用は発注者が負担する。

3 既設機器の撤去・廃棄

校務用端末等を新たに導入するため、既設機器の撤去及び廃棄についても実施し、費用が発生する場合は見積もりに含めること。

なお、対象機器とその台数は別紙2-2を想定している。廃棄する機器の中で、データを有するものについては適切にデータの消去を行い「データ消去証明書」等を提出すること。

4 機器やネットワークの維持管理等保守業務

本市専用のサポートデスクを用意すること。サポートデスクの運営時間は平日9:00から17:00（夏季休暇、冬期休暇等を除く）とする。

サービス利用期間中、機器や通信委障害が発生した場合は、障害の切り分け等を行い、必要に応じて現地に赴き、速やかに復旧作業を実施すること。

年1回、人事異動等によるユーザー設定の変更や端末の異動等を実施すること。なお、年度途中に変更が生じた場合の対応については、別途協議の上決定する。

その他、本調達にかかる問い合わせについて対応すること。

III 本業務の成果品

- 1 本業務により提供される機器の一覧
- 2 機器等の構成図及び設定に関する資料
- 3 サポートデスクの体制及び連絡先一覧

※成果品として、以上のものを書面及び電磁的記録媒体（CD-R等）で提出すること

IV その他事項

1 疑義

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに発注者・受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

3 主任技術者等

受注者は、委託業務履行の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとする。また、発注者と打ち合わせを綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打ち合わせ記録簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。打ち合わせは、各会議前には確認協議を行うものとする。

4 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた受注者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受注者が一切を処理するものとする。

5 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者より借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

6 検査

受注者は、業務完了後は発注者の検査を受けなければならないものとする。なお、訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は受注者が負担するものとする。

7 成果品の帰属

本業務で履行した内容は全て発注者の所有とし、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

8 提出書類

受注者は本業務実施にあたって次の書類を速やかに発注者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 主任技術者通知書兼経歴書
- (4) 貸与データ及び資料に関する誓約書
- (5) その他発注者が指示するもの

別紙1

製品要求基準

ハードウェア

(1) 校務用ノートパソコン (518台)

サイズ：13.3インチコンバーチブル型ノートパソコン

OS：Windows 11 Pro (64bit)

CPU：インテル®Core™ i3-1315U または AMD Ryzen™ 3 7330U 以上

主記憶装置：16GB 以上

補助記憶装置：SSD 256GB 以上

ディスプレイ：13.3型 フルHD 以上 タッチパネル機能を有すること

カメラ：インカメラ・アウトカメラ

無線LAN：IEEE 802.11ac 対応

Bluetooth：利用可能であること

インターフェース：USB Type-Cポート×2 以上

USB Type-Aポート×2 以上

HDMI出力端子×1 イヤホン端子×1

キーボード：日本語キーボード

バッテリー駆動時間：12時間以上 (JEITAバッテリー動作時間測定法 ver. 2.0)

タッチペン：メーカー純正のペンを端末数調達すること (ペンは端末本体に収容可能なこと)

重量：1350g 以下

(2) ディスプレイ (76台)

機器仕様

サイズ：23~24インチ

パネル表面処理：ノングレア

ディスプレイ解像度：フルHD 以上

入力端子：HDMI×1 以上

付属品：HDMIケーブル、電源ケーブル

別紙 2 - 1

○現在使用中のソフトウェア

概要	製品名	メーカー
フィルタリングソフト	i-FILTER Ver. 10	デジタルアーツ
端末管理ソフト	SKYSEA Client View	Sky
ウイルス対策ソフト	ESET PROTECT Entry オンプレミス 教育機 関向けライセンス	ESET

別紙 2 - 2

既設撤去機器について

種類	台数	備考
校務用端末	683台	最大数量
既存 NAS 機器	39台	19校×2台、予備機1台

別図

